

令和7年度

第1回草津市男女共同参画審議会 会議録（概要）

■日時：令和7年7月22日（火）10時00分～11時50分

■場所：キラリエ草津3階 303会議室

■出席委員

今里佳奈子委員（会長）、植村正雄委員（副会長）、宇野彰一委員、岡野麻衣委員、窪田明裕委員、斎藤真緒委員、重原文江委員、玉置泰弘委員、中睦委員、西川貴子委員、藤原教夫委員、丸田美津子委員、山本寛委員

■欠席委員：奥村真美委員、嶋田範子委員

■事務局：市長、岸本部長、古川所長、小西係長、野津主任

■傍聴者：0名

1. 開会

開会、会議の成立の報告、公開とすることの報告

【市長挨拶】

本日は草津市男女共同参画審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本市の男女共同参画の取り組みにつきましては、平成21年施行の「草津市男女共同参画推進条例」を軸に、令和3年4月に策定いたしました「第4次草津市男女共同参画推進計画」に基づき、各種施策や事業を実施しております。

昨年度、市民3,000人を対象に男女共同参画についてのアンケート調査を実施しました。今年度はその調査結果や現行計画の進捗状況と課題、国・県の動向等を踏まえ、後期計画を策定いたします。

国におきましても、第6次男女共同参画基本計画の策定を今年12月に閣議決定の予定で進められております。

また、時限立法として制定されておりました女性活躍推進法につきましては、男女間賃金格差の問題や、女性役員及び女性管理職の割合等、国際的に見ると低い水準にとどまっている課題が残っていることから、期限を令和17年度末まで10年間延長する等の改正がなされたところです。

本市におきましても、これらの社会状況等を踏まえ、性別を問わず、誰もがともに喜びと責任を分かち合い、幸せに暮らせるまちとなるよう、男女共同参画社会の実現に向けてより一層取組を進めてまいります。

本日の審議会では、男女共同参画推進計画の後期計画策定にあたり、男女共同参画推進条例第26条に基づき市長より当審議会へ諮問させていただきますので、委員の皆様の積極的な御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

2. 諮問

【事務局】

続きまして草津市長からの諮問についてでございます。

草津市男女共同参画推進条例第11条において「市長は、推進計画を策定するに当たり、あらかじめ、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会の意見を聴く」とありますことから、第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画の策定にあたり、市長より本審議会へ諮問させていただきます。

(諮問)

3. 議事

【会長】

ただいま、市長より諮問書をうけとりましたので、本審議会で充分議論し、計画策定にかかる答申を本審議会より今年度提出したいと思いますので、皆様活発な御意見をよろしくお願いします。

それでは、これより次第にあります議事に移ります。

議題1：第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について

資料1：第4次草津市男女共同参画 推進計画数値目標における令和6年度の進捗状況

資料2-1：令和6年度草津市審議会等における女性委員の参画状況

資料2-2：女性委員参画促進のための課題と今後の取り組みについて

資料3：第4次草津市男女共同参画推進計画の施策における令和6年度の進捗状況および令和7年度計画、4年間の実施状況と課題、今後の方向性について

資料4：女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の進捗状況について

を用いて説明。

【副会長】

資料1項目7「滋賀県女性活躍推進企業に認定されている市内事業所の数」について、滋賀県女性活躍推進企業に認定されている企業で不祥事があり、この制度が揺らいでいます。認定している以上、就職をする女性は、その企業を女性が活躍できる環境が整っていると捉えます。「滋賀県女性活躍推進企業に認定されている市内事業所の数」を女性が活躍している指標として捉えて良いのでしょうか。市として、県の認定制度についての問題を提議しているのでしょうか。どうお考えでしょうか。

【事務局】

市として提言はしておらず、後期計画の数値目標としてどうしていくかは審議会等で検討していきたいと考えております。

【副会長】

このような問題が起こっていること自体は把握しているのでしょうか。県に対し、正しい認定の仕方を要請していかないといけないと思います。もう少し考えていただきたいと思っています。

【会長】

数値目標を立てると全体を一丸管理できるが、深堀して1つ1つの内容を見れなくなる部分があるので、両方を2つの柱で見ていくことが良いと思います。

【委員】

資料1項目15「女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合」について、地区によって女性の代表が出せない理由がそれぞれあると思います。継続的に数値を取っていると思いますが、最近は高齢化が進んでおり町内会を運営することが難しい、動ける人がやるという実態もあると思うので、割合を取る意味があるのかと思います。10、20年前とも市内の状況は変わってきているので、比べていたら良いということもないと思います。数値目標にどういう意味を込めて、そこから何を判断・指標化しようとしているのか見直した方が良いと思います。

【事務局】

意思決定の場へ女性をとという意味でこの数値目標を設定しておりましたが、後期計画を策定するにあたり、検討したいと考えております。

【委員】

各学区においても自治連を抜けている町内会もあります。各町内で高齢者が増えるなど、役をする女性が少なくなっている現状があります。女性に参画いただきたいですが、町内の意思決定の場へ女性をとという周知はどのようにしているのでしょうか。

【事務局】

啓発については、まちづくり協働課を通じ、会長会でアンケート調査結果について啓発しております。アンケート調査を5年に1回しており、結果も見えていただきながら、町内会で役員についてやれる人がやるという方向に意識をもってもらいたくと思っております。

【委員】

10年程前からは情勢は変わっており、この数値目標は難しいのかもしれませんが、ただ、男女共同参画推進条例ができ、啓発は男女共同参画センターとしてしなければならないことを忘れず、考えるところは考えてやっていかないとはいけません。啓発が出来ている実感が無いということで、それについては進めていただきたいです。

【会長】

数値目標は目標として重要ですが、意味を読み直しながら進めていく必要があると思います。

【委員】

資料4「採用後15年以内の女性職員の離職割合」が2割を超えており、評価に「幼児教育職が半数近くを占めていること、時差勤務、テレワーク等による多様な働き方の制度周知や環境整備を進めていく必要」とありますが、多様な働き方の取組状況、近年力を入れていること等あれば教えてください。

【事務局】

時差勤務やテレワークの制度はあり、利用状況は把握できておりませんが、多くの職員が利用できるよう職員課から周知を行っております。

【会長】

退職者について、幼児教育職が半数近くを占めているとあるが、その点についてはいかがでしょうか。

【事務局】

社会全体を見ても若い世代の退職は多く、幼児教育職は、草津近辺においては次の働く場

があるので幼児教育職の確保に苦勞しており、奨学金返還支援等の制度の充実を図っておりますが、退職者が割合として多い状況です。

【会長】

幼児教育職はハードな職場で転職先があるので、転職は一般的な傾向ではありますが、女性活躍推進と子育て支援の柱になってくださる方なので考えなければいけないと思います。

【委員】

資料1 項目8 待機児童数について、保育士の確保が困難とありますが、労働条件がハードなので質も含めて検討する必要があります。また、人との関わりがある仕事はテレワーク等の柔軟な働き方が難しく、別枠で働き方のサポートの検討が必要と思いました。

【委員】

民間企業も同じで若い方は辞められており、引き留める策はどこの企業もやっております。幼児教育職はハードだと思うので、給与面でなく人員を増やし、法律で定められている職員数を上回っているという働く環境で対応しない限り難しいと思います。

【事務局】

幼児教育職についての働く環境はこれまで改善に取り組んできました。休憩代替の職員を入れる等、体制的には整っています。整っているからこそ足りていないという部分もあります。

【委員】

年度途中での待機児童のカウントの仕方について、年度途中に保育施設の申込をしたが空きがなく入れなかった場合は待機児童になるのでしょうか。

【事務局】

令和6年度4月1日現在の待機児童数は17人、令和7年度は48人でした。

待機児童数の考え方については4月1日現在で保育施設には入れていない人数です。それ以降に職場復帰等されようとしたときに入れない場合は、そこから増えていきます。4月1日現在0人であっても増えていきます。それに対し改善を行い、4月1日0人を目指しております。

【委員】

保育施設への入所を希望し、希望施設に空きがない場合、空いている施設を案内しないのでしょうか。

【事務局】

10月頃から入所の申込を受け付け、第1～3次まで調整があります。第3希望まで希望施設を書いていただいております。条件を点数化し、点数の高い世帯から優先的に入所いただいております。利用可能な保育所は、国の基準では自宅から20～30分未満で登園できるところとなっており、空いている施設があれば入れるが、本人が希望されない部分があり、最終的には保留児童となります。令和7年度保留児童数は122人です。

【会長】

御意見ありがとうございました。

それでは、議題2：第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画策定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画策定について

資料5：第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画の骨子（案）

資料6：国・県・市の状況等について（詳細）

資料7：令和6年度「草津市男女共同参画についてのアンケート」結果抜粋

資料8：第4次草津市男女共同参画推進計画 施策体系整理表

資料9：スケジュール

を用いて説明。

【委員】

資料8について、第4次計画体系とは前期の体系でしょうか、それとも前期後期含めて第4次計画体系を作っておいたものに対し、後期は修正を加えていくのでしょうか。

【事務局】

第4次計画は、令和3年度から12年度までの10年計画です。数値目標は中間年度の令和7年度までしか設定されていないので、後半5年分については後期計画で新たに設定します。資料8の左側は現計画がこのような体系になっているというものです。右側は社会状況等の変化を記載しており、後期計画がどうなるかはこちらには記載しておりません。

【委員】

資料8 基本方針（2）教育の充実 施策7「教職員における男女共同参画に関する意識の醸成」について、教職員によるこどもの盗撮等の事件があります。今まで通りの啓発等で良いのでしょうか。病的なものもあるかもしれませんが、教職員に対し専門的な啓発等を提

言できないのでしょうか。これでは普通の言い回しです。

【事務局】

ハラスメント研修等しているものの、教育委員会に対し、社会の事件を踏まえ、そのような研修等をして欲しいことは伝えるようにいたします。

【委員】

資料5 IV男女共同参画に関するアンケート調査結果からの現状と課題について、セクシャリティを理由とした支援に関し、パートナーシップ宣誓制度の利用状況を数字で分かれば教えてください。また、いくつか自治体ではファミリーシップ制度を導入しており、子どもを持っている方々を家族として認定し、公営住宅の利用を認可する等の仕組みもあり、そちらも検討されたらどうかと思っております。資料8では、施策18に草津市パートナーシップ宣誓制度開始による性の多様性への理解促進があるので、性の多様性プラス、暮らし方、生活を支える仕組みがあればと思います。

【事務局】

パートナーシップ宣誓制度について令和6年11～12月頃で4組目でした。市は、ファミリーシップ制度ではなくパートナーシップ宣誓制度ですが、施策18に、性の多様性が理解促進されるような環境づくりを入れることが出来るか検討いたします。

【委員】

資料5 IV男女共同参画に関するアンケート調査結果からの現状と課題④男女間の暴力やハラスメントについて 相談するところがあったのを知っていたのか知らなかったのかが大事かと思えます。資料8基本方針5で相談窓口の周知が必要とあり、私もそこが大事だと思いました。SATOCO（性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖）についても、知られていないときは相談件数は少なかったのですが、広報を頑張り相談件数が伸び、周知することが大切と感じました。

【事務局】

男女共同参画センターの認知度が低く、周知とともに相談しやすい環境づくりにも気を付けていきたいと考えております。

【委員】

以前も聞いたのですが、大津市役所は相談窓口の案内シールをトイレに貼っています。草津市役所は見かけないと思うのですが、しないのでしょうか。相談窓口は分かっている、配偶者が常に張り付いていると連絡が出来ません。一人なれる時間に連絡出来るように個室のトイレにシールを貼っています。

【事務局】

現在はしておりません。相談窓口の広報としては、毎月広報くさつに掲載、相談リーフレットを各窓口に設置、講座等での案内です。

【委員】

DVで配偶者に監視されている方もおり、広報を見ても連絡できません。一人だけになれる少しの時間で連絡できるような方法を考えていただきたいです。

【事務局】

キラリエ草津においては施設面で難しいのですが、公共施設等にできるかどうか検討していきたいと思います。

【会長】

この場には、現場で色々な方と接している方々がおり、細かい意見でも大事なことはたくさんあり、計画の中には直接反映できるか分かりませんが、繋げていければよいと思います。

【委員】

資料8 基本方針（8）男性の家庭生活の参画促進について、家事を妻任せにしていたが妻に先立たれた、介護保険を利用できないような高齢男性が、今後何が必要でどこに相談するか、自立した生活をしていけることにも注目していただきたいです。

資料5 IV男女共同参画に関するアンケート調査結果からの現状と課題⑤市の施策・男女共同参画センター「子育て中、介護中の女性や男性などの交流の場」について、ココクル広場には、父親が子どもを連れて来ていることが多いと感じます。父親同士の交流、保育士が元気のない母親に声を掛ける等しており、良い取り組みだと思います。父親も気軽に来てください等、広報で力を入れていただければと思います。

【事務局】

介護保険を利用できないような独居男性についてですが、地域で元気に暮らしていただくことが大事で、ゴミ出しが困難になればゴミ出し支援事業の制度等の利用もあると思います。まずは、地域で横のつながりを作りながら生き生きと生活していくことも大事で、福祉部局でそのようなことを実施しようとしていると思います。直接計画に反映できるかは分かりませんが、各所属の施策に反映出来るものがあればと思います。

子育て支援施設の父親の参加推進等については、担当所属で広報等していることと思います。子ども若者に関して別途計画があり、そちらの計画にあるかと思っています。

男女共同参画センターとしては、女性専用のあい・ふらっとサロンを実施しており、気軽

にきていただき、必要があれば相談につながるような場を設けております。また、男性の料理教室も毎年実施しており、生活に活かせるような取り組みをしています。

【委員】

資料8 施策15性を理解・尊重するための教育、啓発について、デートDV防止教育を啓発していくと毎年記載があると思います。こども若者の恋愛環境は変わってきています。ストーカーやセクハラを含め、デジタル性被害もあり、従来のデートDV予防教育というより、SNS・ITへの対応に訴求する等アップデートした内容を加えると、学校の先生にも関心を持ってもらえると思います。

男女共同参画センターが「交流の場、学習の場」が求められています。男性の居場所について、介護が必要となる前の元気なときから参加出来る介護予防としてのプログラムが少ないです。民間企業で実施している男のコーヒー教室、カメラ教室、革製品教室等、楽しいプログラムで参加いただき、男性同士でつながり、いざというときにそのネットワークで相談できるようにと取り組まれています。男女共同参画センターの活用と合わせて取り組まれたらと思います。

【事務局】

デートDV防止教育については、毎年課題として挙がっています。依頼があれば、学校の要望を確認しながら、SNSの話を取り入れた講座も実施しております。ITについても対応していることをアピールすることも検討いたします。

男性の居場所について、以前、市民団体と男性向けの介護講座を実施しました。参加者同士の意見交換も活発にされました。男性の居場所についてもどのようにすべきか等検討いたします。

【委員】

資料4「配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合」について、どのような内容で日数はどのくらい取っているか等記載しないと、半日でも取れば取っている扱いとなり、意味がないと思います。「取得していないことの背景には、年次有給休暇で対応していたり、配偶者が里帰り出産をしている」とあります。配偶者が里帰り出産している場合には配偶者出産休暇や育児参加のための休暇が使えなかったり、先に有給休暇を取ってから配偶者出産休暇や育児参加のための休暇を使うような実態があるのでしょうか。

【事務局】

配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合は、27人中18人の取得でした。育児休業は、1～2か月取得している割合が半数以上、1年が1人

います。有給休暇を先にということはありません。庁内で協議をし、なぜ配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を取れていないのか、周知不足でないかと再周知をするようにしているところです。

【委員】

制度がある以上、その制度を使うのが基本だと思うので変えていただきたいです。また、取得期間を丁寧に拾っていただくと、現実を見やすいと思います。女性の働く時間等に大きく関わってくるものです。

【事務局】

育児休業等については所属長からの説明義務があり周知を図っているところですが、コミュニケーション不足により早くから出産について職員から所属長へ伝えることが出来ていない部分もあり、コミュニケーションを取るよう周知を図っていきたいと考えております。

【会長】

言いにくいから年次休暇で済ませる雰囲気があるのかもしれませんが。

他にご意見等ございませんか。なければ審議を終わります。皆様ありがとうございました。

後期計画についての皆様のご意見をたくさんいただいたと思います。数値を達成や改善していたら良いと思ってしまいが、背後にある問題に目を向けなければならないのではないかとご指摘もいただきました。また、内容に踏み込んでアップデートしていくと良い計画になると思っております。事務局でも十分検討いただきますよう、お願いします。

それでは、本日の議題については以上でございますので、事務局にお返しします。

【事務局】

御審議ありがとうございました。いただきました御意見を参考にさせていただき、計画素案を作成し、次回、第2回審議会でお示しさせていただきます。次回は9月25日（木）14時からとなっておりますので、よろしくお願いします。

これにて審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。